

平成26年2月議会

予算特別委員会委員長報告

(議案審査)

平成26年 3月19日

本 会 議

予算特別委員会に付託されました、議案11件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第1号議案「平成26年度藤枝市一般会計予算」について、申し上げます。

初めに、歳入関係で「14款1項3目 衛生費国庫補助金中、環境衛生費補助金について、LED照明導入促進事業費補助金の事業内容について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「この補助金は市内の道路照明灯約1,100基を全てLED照明に変えるための調査に対しての補助金である。調査、施工とも26年度中の事業であるが、施工費用については27年度からのリース対応となるため、26年度予算には反映されていない。」という答弁がありました。

次に、「21款 市債中、臨時財政対策債について、市債残高を着実に減らし、目標を2年前倒しで達成している一方で、市債における臨時財政対策債の割合が増加している。実質的な地方交付税ということではあるが、今後の対応を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「実質的な地方交付税であるということ信じ、臨時財政対策債を活用することが、他の交付税措置のない市債を借入するより、本市の財政運営を行っていくうえで有利であると考えている。今後の対応については、臨時財政対策債をやみくもに増やしていくことは、本市としても決して良いこととは考えていない。毎年交付税の中に償還額と利子分が含まれていることを確認しており、今のところ本市の負担が増加するような状況にはなっていない。今後もそのような状況を見極めながら対応していきたい。」という答弁がありました。

次に歳出関係で、「2款1項5目 自治振興費中、非核平和推進事業費について、決算特別委員会からの提言内容がどのように反映されたのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市民団体への補助については、補助率に変更はないが、補助金額を32万5,000円から40万円に引き上げた。中学生の広島平和記念式典への各校1名の派遣については、派遣人数を7名から10名に増やしたが、各校1名については、学校規模や学年等の課題もあり、教育委員会、校長会等と連携し、可能な限り対応していく。また、戦争を知らない若い世代に戦争の怖さや核兵器の悲惨さを知ってもらうために被爆経験者の方に講師をお願いし、中学生又は高校生を対象とした講演会を新たに開催する。より身近に感じることができるよう、学校単位で開催し、継続的にしていく。」という答弁がありました。

次に、「2款1項7目 交通安全対策費中、交通安全日本一推進事業費について、啓発活動の展開を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「自発光式反射材の普及については、引き続き様々な交通安全教室や会合などに出向き、反射材の有効性と着用の促進を訴えていく。また、ヒヤリハット事例集を

活用した各行政センター等で行っている押しかけ講座も継続していく。新たな取り組みとしては、高校生の意識向上対策として行っている自転車マナーアップキャンペーンなどについて、これまで毎年2校をモデル校として行ってきたが、26年度は市内すべての高校を対象に、自転車マナーアップ教室の開催や、高校生からデザインを募集し、追突防止マグネットの作成、配布などの啓発活動も実施していく。」という答弁がありました。

次に、「2款1項22目 藤枝市制60周年事業費中、スマイルキッズタウンふじえだ事業費について、どのような効果があると考えているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「子どもたちが自分たちのまちを自分たちの手で作り出すという疑似体験を通して、社会の仕組みを知る体験ができることや、小学校1年生から中学校3年生までの異年齢集団の中で、コミュニケーション力や課題解決力等の育成に効果があると考えている。」という答弁がありました。

次に、「3款1項1目 障害者就労支援事業費について、25年度に比べて約200万円増額となっているが、基本的な考え方を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「自立支援課において障害者を2名雇用しているが、26年度は、雇用した方たちの支援をする専門職員を臨時職員として採用する予定であり、その経費を計上したものである。これは、職員では専門的支援が難しい部分があり、将来的に一般就労に結びつけたり、社会性を身につけるための支援について、経験を有する臨時職員に協力をお願いするものである。」という答弁がありました。

次に、「3款1項8目 地域生活支援事業費中、相談支援事業費について、委託先と相談支援員3名の配置等について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「公募により4つの事業所から応募があり、プレゼンテーションに対する審査を経て、社会福祉法人天竜厚生会を委託先として選定した。相談支援員3名のうち1名の統括相談員は、市の自立支援課に常駐し、他の2名は天竜厚生会アクシア藤枝の相談支援事業所に配置し、自立支援課と連携を取りながら相談支援体制を進めていく。」という答弁がありました。

次に、「3款3項1目 子育て支援事業費中、子ども・子育て支援サイト構築事業費について、新規事業で健康福祉部若手職員9名で構成する「藤枝型子ども・子育てプロジェクトチーム」の提案だということだが、このサイトの開設時期と維持費等について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「開設時期は、できるだけ早く構築し開設したいと考えている。経費については、藤枝版をつくるための初期費用がかかるものの、情報更新等は職員が行うため、維持、メンテナンスは無料である。また、サイトについては、子育て世代が必要とする情報を素早く閲覧でき、永く、市民から喜ばれるものにしたい。」という答弁がありました。

次に、「4款1項5目 志太榛原地域救急医療センター運営費について、県補助が終了し、減額となったが、この状況で現状と同じ体制がとれるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県補助金による施設整備費2,500万円の減額と併せ、金曜日から日曜日の夜間22時から翌朝の7時までの診療について、県からの補助金約4,000万円が、25年度で終了するが、26年度からは構成市町5市2町で負担し、体制の維持を図っていく。」という答弁がありました。

次に、「4款2項2目 環境政策推進費中、家庭系生ゴミ回収資源化事業費について、26年度は1万世帯、最終的には全市域での実施を目指すとのことだが、ごみの収集量が増えていくことにより、経費はどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「26年度の収集運搬処理単価は1トン当たり5万6,000円程度であるが、今後、世帯数を拡大するにあたり、収集処理効率を高めるなど、改善をはかることで処理単価を下げていきたい。」という答弁がありました。

次に、「6款1項3目 農業振興費について、就農者問題、耕作放棄地の解消は農業問題の根本であり、重要な問題であると思うが見解を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝市の農業振興を図るうえでキーワードは『集約化・効率化』、『高品質化・ブランド化』、『多面的機能の強化』であると考えている。これらを基本とする中で、全国的な問題となっている就農者の増加につながる担い手の確保や育成及び耕作放棄地の解消は重要な問題として捉えており、今後も重要施策として取り組んでいく。」という答弁がありました。

次に、「7款1項2目 商工振興費中、農商工連携・6次産業化等推進事業費について、ネットワーク化を推進することにより期待している効果は何か。」という質疑があり、

これに対して、「スタートしてから3年が経過し、最近では、商工会議所等に相談の連絡が入るなど、広がりを見せてきており、まずは意欲のある農家や商工業者が増えることを期待している。26年度はさらに、新しい取り組みの発掘・マッチングの推進を図ってきたい。」という答弁がありました。

次に、「8款5項1目 都市計画総務費中、路線バス維持費補助金について、路線バスを維持する目的で補助金を出しながら、バスが減便されている状況についての見解を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「バス事業者は、少しでも収支率が上がるように、利用者の状況にあわせバランスを取りながら効率的な運行ダイヤに変えているものと考えている。補助金はそうした努力の後でも、赤字が解消されていない部分を補填するためのものであり、市とバス事業者の両方で市民の足を確保するため、路線バスの維持に努めている。」という答弁がありました。

次に、「10款1項3目 教育指導費中、三市校務支援事務共同化事業費について、3市の連携や今後の展開について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「システムの導入については3市で協議会を設置して検討を行っていく。本事業は、県市町村振興協会の市町フレンドシップ推進事業費助成金を活用するため、最

低3年間は研究を続け、その内容を成果として求められることが条件となっている。システム導入後の教員の子供と向き合う時間の増加や授業、教育の質の向上、広域での導入メリットなど、導入後も3市で共同研究を行っていく。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

初めに、「国民の給与所得は17カ月連続で減る、年金も減る、一方で負担ばかりのしかかっており、景気がよくなっているという実感を大多数が持てない状況を見れば、消費税法の附則第18条の定めによって、内閣の判断で増税の延期や中止ができるという法的根拠があり、『今からでも中止できる』という中で、増税ありきの予算編成は市民の立場からみて見過ごせないため、反対する。」という討論がありました。

次に、「平成26年度は『第5次藤枝市総合計画前期計画』の4年目にあたり、目標に向けた成果を着実に達成していく大事な年であるとともに、市制施行60年という節目の年でもあり、未来へ続く藤枝市のためにも各分野別に掲げた各施策を着実に実行し、『選ばれるまち藤枝』へとつながるまちづくりに、全力で取り組んでいく必要がある。

この大事な年に、過去最大の予算規模を確保し、市民がまさに必要とする事業、サービスを的確に取り組むとともに、これまで市長が取り組んできた三位一体の財政運営方針により、さらに財政の健全性が加速することは、市民誰もが本市の未来に希望が持てるものと大変評価するものである。

歳入・歳出ともに、本予算に基づく事業を着実に実行することが、市民のため、さらには、将来の藤枝市のためになるものと確信したものであり、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案「平成26年度藤枝市国民健康保険事業 特別会計予算」について、申し上げます。

初めに、歳入関係で、「6款2項 県補助金について、約1億3,000万円減額となっている要因を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県の広域化方針による減額であり、7款の共同事業交付金にこの分が移行したものである。共同事業とは、都道府県単位の市町村国保の医療給付の共同事業であり、共同事業への拠出金が超過となる市町村国保へ交付金を配分する方針によるものである。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で「8款1項1目 特定健康診査等事業費について、増額となっている要因を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「受診者数の見込みについて、25年度は前年比200人増であり、また、ここ数年増えている実績を踏まえ、26年度は200人増と試算した。

なお、特定健康診査の受診率は、24年度が47.2%で県内4位となり、25年度においては、受診者が200人増、被保険者が減となり受診率が47.2%を超えることが想定でき、25年度から第2期の事業計画期間においては、目標受診率を達成したいと考えている。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号議案「平成26年度藤枝市簡易水道事業特別会計予算」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号議案「平成26年度藤枝市土地取得特別会計予算」について、申し上げます。

一委員より、「土地開発公社廃止に向けての進捗状況について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「25年度に予定していた土地の市の買い戻し分について、駅前1丁目8街区の土地、西高跡地は半分の土地が、補助金等の関係から26年度へ送られることとなる。事業進捗は少し遅れているが廃止に向けて進んでいる状況である。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号議案「平成26年度藤枝市公共下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第6号議案「平成26年度藤枝市駐車場事業特別会計予算」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案「平成26年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

一委員より、「農業集落排水施設使用料について、西北地区の農業集落排水加入率の現状と26年度の見込みを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現状は65%の加入率となっている。26年度は394軒中270軒、68.5%の加入を目標に地域の方々へ協力を依頼していく。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案「平成26年度藤枝市介護保険特別会計予算」について、申し上げます。

初めに、歳出で「2款 保健給付費について、第5次ふじえだ介護福祉ぷらん21での施設整備の状況と施設入所待機者の推移について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「特別養護老人ホームは、愛華の郷を運営する社会福祉法人三愛会が、26年度末までに、30床の増床整備を完了予定である。また、認知症高齢者グループホームは、青島地区に2ユニット18床の整備が決定している。

また、待機者の状況は、25年1月現在の県調査によると、本市において施設等の入所が優先されるという方が76名となっている。高齢者人口の増加とともに、介護認定者も増えている現状からすると、まだまだ解消には至らない状況である。」という答弁がありました。

次に、「4款 地域支援事業費について、要支援1及び2の訪問通所介護を介護保険給付費から地域支援事業に移行する方針であるが、給付費及び公費負担について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「25年度の給付費は2月末現在で、1億7,000万円余である。予防給付のうち、通所介護、訪問介護は地域支援事業に段階的に移行させるとしているが、その公費負担率50%は変わらないという説明を受けている。また、地域支援事業は市の事業ではあるが、介護保険給付費と同様に公費である国費、県費、市費及び第1、第2号被保険者の保険料で成り立っている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決

すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案「平成26年度藤枝市後期高齢者医療 特別会計予算」について、申し上げます。

質疑もなく、討論に入り、

初めに「75歳以上の高齢者を別枠の保険に囲い込み、75歳以上人口と医療費が増えれば増えるほど保険料に跳ね返る仕組みが明らかになり、財政安定化基金等を活用するなど、地方自治体の努力だけでは保険料高騰を抑えきれない事態が生じている。負担増か医療費を使う事を我慢するかといわんばかりの制度の仕組み自体を改めなければ今本的な解決にはならない。長生きするほど辛くなるこの制度は、消費税増税、頼みの年金が減らされる今こそ廃止することを強く望み、反対する。」という討論がありました。

次に、「この制度は、現役世代をはじめとする多くの国民に支えられており、社会保障制度改革国民会議において「創設から5年が経過し、現在では充分定着している。」と報告されている。本予算は広域連合で賦課決定された保険料について、各市町で徴収し、広域連合に納付するものであり、今後、市と広域連合との連携を図り、本制度の利用者の声をしっかりと把握し、必要な改善を行いながら、適切な運営が行われることを要望し、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案「平成26年度藤枝市病院事業会計予算」について、申し上げます。

初めに、「中央社会保険医療協議会の診療報酬改定の答申を受けて、予算への影響及び今後の対応についてどう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「改定率については、本来の診療報酬改定分は1.26%のマイナスであるが、消費税のアップ分がプラス1.36%となり、トータルで0.1%の改定率アップとなる。

実質的な収入は伸びるものの、消費税を含めた収支では大きな影響が出てくると考える。今後の対応については、質の高い医療の提供や地域医療連携等を踏まえた在宅医療の評価が高まっており、的確に動向を見据え対応していく。」という答弁がありました。

次に、「1款4項1目 開発費中、電子カルテシステム開発費について、新システムと旧システムの違いと導入による効果、特に職員の事務負担の軽減について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「8年前に導入した旧システムは、基本ソフトに病院側の要望、要求等

を反映させてカスタマイズ、いわゆる改造したものであるが、新システムは、最初から必要なソフトがパッケージ化されており、これまでの入院部門に加え、外来部門も電子カルテで運用することが大きな違いである。その効果は、処理能力が早くなることはもとよりカルテ搬送の委託費が軽減されるとともに、現在のカルテ保管場所が有効に活用できることなどがあげられる。

また、看護師の業務負担増の要因となっている電子カルテ入力作業が軽減されることで、疲労など心身の負担軽減にもつながると期待している。」という答弁がありました。

次に、「26年度からの第2次中期経営計画について、詳細な数値目標等が設定されていないが、実行するための行動計画はあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「第2次中期経営計画では、5つの視点（患者満足と市民目線、地域医療支援病院としての役割、医療サービスの質の向上、技術の向上と人づくり、財務）に基づく、48項目の取組内容を定めており、さらに5か年にわたり毎年目指すべき23の個別数値目標を設定している。また、48項目の取り組みについては、個別調書を作成し、取組内容等を検証しながら、進行管理を図っていく。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第11号「平成26年度藤枝市水道事業会計予算」について申し上げます。

一委員より、「人口の増加により年間給水件数が0.8%増えているのに給水量は2.6%の減となっているが、給水量が年々減ってきている理由を伺う。」という質疑があり、これに対して、「生活の様式が変わり、節水型の様々な機器が増えていることが大きな要因だと考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。